

平成28年度のインフルエンザ予防接種補助金について

本年度も下記の要領でインフルエンザ予防接種の補助金制度を実施いたしますのでご案内いたします。

●申請上の注意

補助金対象となる 予 防 接 種	平成28年10月1日から平成29年1月31日までの期間に受けたインフルエンザ予防接種
補 助 の 対 象 者	接種の日に、当健康保険組合の被保険者および被扶養者の資格があり、国内の医療機関等で接種を受けた方【海外での接種は対象外】
補 助 金 限 度 額	一人当たり1,500円（消費税込） 期間内に1回限り （補助金限度額は本年度から1,500円に変更となっております） ※支払った額が補助金限度額に満たない場合は支払った額
申 請 方 法	インフルエンザ予防接種補助金申請書「事業所用（様式-1）」に連名簿と領収書（コピー可）を添付し、被保険者および被扶養者分を事業主が一括して請求してください。なお、任意継続の方は申請書「任意継続被保険者用（様式-2）」をご使用いただき、個人請求してください。 ※領収書には、接種を受けた方の氏名、日付、実施した医療機関等名称、接種に要した費用、および「インフルエンザ予防接種代」と記載してあること、以上の全てが確認できることが必要です。 ※集団接種により、まとめて支払った場合は、領収書のほかに医療機関等が発行した明細（各接種者氏名の記載があるもので、かつ発行元の名称が記載されているもの）を必ず添付してください。 ※申請用紙は健康保険組合ホームページからダウンロードできます。
そ の 他	○医師の判断等で2回以上接種した場合であっても1回の補助となります。1回目もしくは2回目以降のいずれかの接種分で申請してください。（合算しての申請はできません） ○他の制度（市区町村等）から補助を受けることができる場合はその制度が優先となります。 なお、他の制度から補助を受けた場合でも、自己負担が発生したときは補助の対象になります。
申 請 期 限	平成29年2月28日（火）
申請・問い合わせ先	●健康管理課 06-6941-6352 ●神戸支部 078-221-6100 ●京都支部 075-801-2905

※ 他の制度（公費）で受けられる方

【法律に基づき市区町村長が行う予防接種対象者】

予防接種法施行令により、「(1) 65歳以上の者および、(2) 60歳以上65歳未満であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令に定めるもの」が、インフルエンザ予防接種を行う対象者になります。（お住まいの市区町村にお問い合わせください）

インフルエンザの予防接種を受けましょう

インフルエンザウイルスに感染することで発症するインフルエンザは、38℃を超える高熱や頭痛、関節痛、筋肉痛など、全身症状が突然現れるのが特徴です。子どもや高齢者、免疫力が低下している人は重症化しやすいため、予防接種を受けておくことが大切です。

なぜ予防接種が必要なのですか？

インフルエンザのワクチンは、ウイルスの感染自体を完全に防ぐことはできませんが、発症を抑制する効果が一定程度認められています。

予防接種をしても、インフルエンザにかかることがあるのはこのためです。

しかし、だからといって予防接種をしなくてもいいと考えるのは間違いです。インフルエンザが重症化すると、肺炎や脳症などの合併症を起こすことがあります。100%予防可能なわけではありませんが、予防接種には重症化を防ぐ効果がありますので、受けておきましょう。



ご家族(被扶養者)のみなさまが健診を受けない主な3つの理由!

でもそれは誤解されているからではありませんか?

① 気になる症状があれば診療所や病院に行くので…

自覚症状が出るのは、ある程度進行しているからです。健診は病気の早期発見と予防の最も有効な手段です。



② 育児や介護で忙しく時間がないので…

自分のことは後回しにしてしまう主婦の方が多いようです。しかし、病気が悪化した状態で見つかり、あなたが倒れてしまうとご家族はもっと困ってしまいます。1年間に半日程度、ぜひ時間を作り健診を受けてください。



③ 持病があり通院しているから…

治療のための検査は、対象の病気に関連する項目に限定されます。健診は全身の状態をチェックすることができます。通院中でも健診を受けてください。



自宅でできる「ピロリ菌検査(便中抗原検査)」

胃がんの原因の一つは“ピロリ菌”の持続感染であることが解明されており、感染がわかれば除菌治療することで、胃がんになるリスクを減らすことができます。ぜひこの機会に“ピロリ菌”感染の有無を確認してください。

●対象者：50歳以上の被保険者 および 被扶養者

※7月～9月は高温による検体への影響を避けるために検査ができませんでしたが、10月から再開します。

※ご利用は「大阪薬業健康保険組合」の在籍期間中1回に限ります。

●一部負担金：1,080円(税込)

●検査機関(申込先)

〒604-0827 京都市中京区高倉通二条下る瓦町550
メスビル内
メスブ細胞検査研究所(京都府登録衛生検査所第38号)
TEL(075)231-2230
<http://www.msp-kyoto.co.jp>

●申込方法

申込書が必要となりますので、当組合にご連絡いただくか、ホームページから印刷してください。

健康管理課 06-6941-6352

<http://www.daiyaku-kenpo.or.jp>



検査の流れ

検査機関に
検診を
申し込む



検査キットが
自宅に届く



ご自宅で
ご都合に合わせて
検体を採取

検査キットを
返送する



検査結果が
自宅に届く



はしご受診の前に 「かかりつけ医」に 相談を



同じ病気で、同時期に複数の医療機関にかかることを「はしご受診」といいます。

こうした受診を繰り返していると、医療費のムダづかいになるだけでなく、体に悪影響を及ぼす可能性もあります。

はしご受診の悪影響

医療費の増加で 財布にも悪影響です



1つの病気で複数の病院を受診すれば、当然その都度初診料がかかり、検査代、薬代も重複してかかります。受診した本人だけでなく健康保険組合の負担も増えます。

こうした必要のない医療費のために保険給付費が増大すると、ひいては保険料率の引き上げにつながりかねません。

時間のムダや 回復の遅れを招きます



はしご受診で勝手に病院を変えてしまうと、途中まで進んでいた治療も中断され、新たな病院でまた検査からやり直すことになります。

他の医師の診断を受けたいときは、現在の担当医に相談し、検査データなどの資料の借用をお願いして、他の医療機関にかかりましょう。

注射・投薬の 重複は危険です



一般に医師が扱う薬は、市販薬より効果の強いものが使われています。そのため、はしご受診で必要以上の注射をされたり、受診した医師の全員から出された薬を服用したりすると副作用が出る可能性があります。

かかりつけ医をもちましょう

かかりつけ医とは、病気の際にまずかかり、体調などについて相談できる医師のことです。患者を専門医や大病院に
つなぐパイプ役も担っています。

かかりつけ医が患者の健康状態や病歴などの情報をもつことで、治療効果が向上するとともに、医療費も抑えることができます。

あなた自身と家族の健康のために、身近にかかりつけ医をもちましょう。

大病院にかかるときはかかりつけ医に紹介状をもらいましょう

大病院にかかりたいときは、まずかかりつけ医に相談し、紹介状を書いてもらいましょう。紹介状には、次のようなメリットがあります。

- 病院によっては紹介状を持っている人を優先的に診察することがあり、待ち時間が短くなります。
- 紹介状には、かかりつけ医によるこれまでの診療や治療経過が記されているので、病院が診療計画を的確に作成することができます。
- 紹介状を持たずに大病院で初診を受けた場合にかかる「非紹介患者初診加算料」等がかかりません。

かかりつけ医をもつ **メリット**

大病院などに比べ、診察までの待ち時間が比較的短く、受診手続きも簡単です。

入院や特殊な検査などが必要な場合、適切な病院・診療科を紹介してもらえます。

普段から受診していることで、健康状態や病歴などの情報を医師が把握し、健康管理指導がしやすくなります。

整骨院・接骨院の 「柔道整復師」にかかるとき

整骨院・接骨院では、「柔道整復師」と呼ばれる専門家が施術を行っています。

「各種保険取扱」などと表示されていますが、保険証を使ってかかることができる施術は限られていますのでご注意ください。



健康保険でかかるときは、ルールを守ってください

柔道整復師は、医師ではありません。そのため健康保険を使う場合は、病院とはルールが異なります。もちろん、健康保険を使わずに全額自費でかかる場合は問題ありませんので、保険証を使う場合のみ下記のルールを守ってかかるようにしてください。

一部の柔道整復師による健保組合への不正請求の問題が指摘されています。近年、柔道整復師にかかる療養費は増加傾向にありますが、この支払いはみなさまの保険料から行われるものです。大切な保険料を適正に使うためにも、ご協力をお願いします。

1 施術前に、症状や負傷原因を正確に伝えましょう

なぜ 健康保険が使える範囲は限られているからです

柔道整復師の施術で健康保険が使えるのは、急性のケガの場合だけです(スポーツによる筋肉疲労や肩こりでは使えません)。

★健康保険が使える症状

打撲および捻挫(肉離れを含む)、骨折※、脱臼※
※ 応急手当を除き、あらかじめ医師の同意が必要です。

また、業務中や通勤途中のケガの場合は労災保険の適用となりますので、そもそも健康保険は使えません。この他、交通事故によるケガの場合は、当座の治療費の負担軽減のため健康保険が使えますが、健保組合に連絡をすることが必要です(この取り扱いは保険医療機関でも変わりません)。

2 施術後は、施術内容を確認のうえ申請書に署名しましょう

なぜ 誤った請求を防ぐためです

「療養費支給申請書」は、本来患者が健保組合へ申請するものですが、患者の利便性向上のために、代わりに柔道整復師が作成・申請しています。ここで間違いがあると、健保組合へ誤ったまま請求されてしまいます。

柔道整復師への支払いは、みなさまの保険料から行われていますので、施術内容を確認するのは最低限の患者のマナーといえます。白紙の申請書に署名・捺印するのは絶対に避けましょう。

3 領収書は必ずもらい、保管しておきましょう

なぜ 健保組合から施術内容の確認をすることがあります

当組合では、誤った請求がないか申請書をチェックしていますが、記載事項だけでは判断がつかないことがあります。そのような場合、みなさまに施術内容を確認することもありますので、領収書は必ずもらって保管しておいてください。

この際、柔道整復師へ伝えた内容等、受診のメモも残しておくとの照会がスムーズに進みます。



家計にやさしいお薬を

病院にかかるとき、意外と出費がかさむのが薬代。そこで、活用したいのがジェネリック医薬品です。新薬と同等の有効性と安全性をもちながら、価格は新薬に比べて2～8割安いというメリットがあります。ジェネリック医薬品を上手に使って、薬代を節約しましょう。



POINT 1

同じ効き目なら、薬代は安いほうがいいですね♪

ジェネリック医薬品はこんなにおトクです

高血圧症

代表的な薬を1日1回
1年間服用した場合

新薬

10,950円

ジェネリック医薬品

4,380円

6,570円 お得!

糖尿病

代表的な薬を1日3回
1年間服用した場合

新薬

15,330円

ジェネリック医薬品

6,570円

8,760円 お得!

がん

代表的な薬を1日2回
1年間服用した場合

新薬

123,740円

ジェネリック医薬品

67,890円

55,850円 お得!

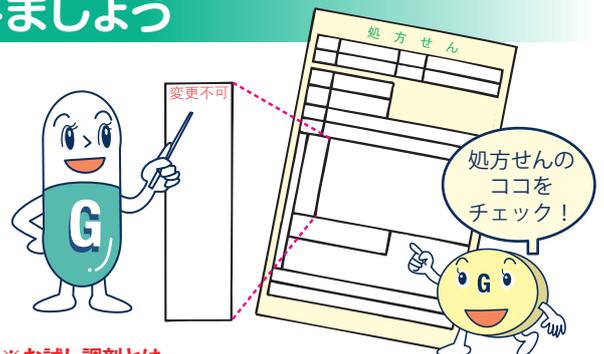
※上記は3割負担の場合の薬代のみの金額です。このほか、薬の処方に必要な各種費用がかかります。

POINT 2

ジェネリック医薬品を使ってみたいと思ったら♪

医師または薬剤師に相談してみましよう

- 病院や診療所、保険薬局で、医師または薬剤師に「ジェネリック医薬品を希望します」と伝えましょう。
- 医師が書く処方せんの変更不可欄に、**「✓」や「×」の記載と医師の署名がない場合**は、ジェネリック医薬品を利用できます(右参照)。
- 「ジェネリックを使ってみたいけれど、ちょっと不安…」という人は、「**お試し調剤※**」というもらい方で、短期間だけジェネリック医薬品を試すことができます。



※お試し調剤とは…

最初の短期間(1週間分など)だけジェネリック医薬品をもらって服用し、とくに問題がなければ残りの分もジェネリック医薬品をもらうしくみです。もし合わないようなら、他のジェネリック医薬品や新薬に変えることもできます。

注意!

すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。

また、医師の治療上の方針により、ジェネリック医薬品を利用できない場合もあります。

当健保組合ホームページの外部リンクから、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額計算ができます!

使ってみませんか？

クイズで知る!

ジェネリック医薬品

Q1 ジェネリックってどんな意味？

- ① 一般的な
- ② 次世代の

答え



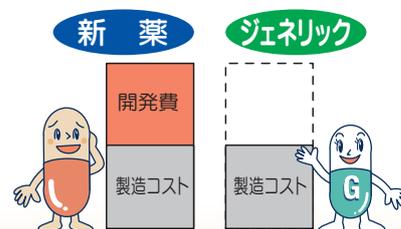
解説

欧米では薬を処方する際、商品名ではなく一般名（generic name）が使われることから、ジェネリック（generic）という名前が世界に広まりました。ちなみに日本では、先発医薬品（新薬）の後に製造・販売されるため、後発医薬品とも呼ばれています。

Q2 値段が安いのはなぜ？

- ① 海外の安い薬を輸入しているから
- ② 新薬の特許期間が終わってからつくるから

答え



解説

新薬の開発には莫大な費用と長い研究期間がかかるため、開発した会社が独占的に販売できる特許期間が設けられています。ジェネリック医薬品は、特許が切れた後に、新薬と同じ有効成分で製造・販売されるため、大幅に安い価格になっています。

Q3 利用するにはどうすればいいの？

- ① 医師や薬剤師に申し出る
- ② 専門の薬局に行く

答え



解説

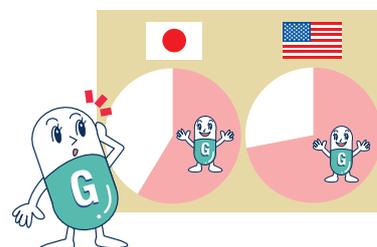
ジェネリック医薬品は国が利用をすすめている安全な薬です。全国の病院で普及が進んでおり、特別なことをしなくても、「ジェネリック医薬品を希望します」と医師や薬剤師に申し出るだけでOKです。

※ジェネリック医薬品に変えないほうがよいと医師が判断する場合や、ジェネリック医薬品がない場合もあります。

Q4 どちらの国がジェネリック医薬品の使用率が高いの？

- ① アメリカ
- ② 日本

答え



解説

アメリカ、ドイツ、イギリスなど医療先進国では、ジェネリック医薬品の使用率が70%を超えていて、なかには90%以上の国もあります。日本は58.8%（平成27年5月、厚生労働省調べ）とまだ低い状況ですが、医療費節約のためにも平成32年度までに80%以上の普及目標を掲げています。

保健センター 会議室のご案内

会議や研修の場としてご利用ください。
ただし、大阪薬業健康保険組合加入の事業所に限ります。

7階 研修室



2カ月前の1日から
予約受付をしています!

4階 会議室



プロジェクターやマイク等の
貸出(有料)も行っています!

8階 特別会議室



利用料金と利用時間

室名			(午前) 9:30~12:00	(午後) 13:30~16:30	(終日) 9:30~16:30
8階 特別会議室	90.90㎡	26名	20,200円+消費税	24,200円+消費税	40,000円+消費税
7階 研修室	全室	196.85㎡ 120名	15,700円+消費税	18,800円+消費税	31,100円+消費税
	半室 A	92.48㎡ 60名	7,400円+消費税	8,900円+消費税	14,700円+消費税
	半室 B	104.37㎡ 72名	8,300円+消費税	10,000円+消費税	16,500円+消費税
4階 会議室	30.96㎡	12名	4,200円+消費税	5,800円+消費税	8,400円+消費税
B1階 多目的ホール	87.30㎡	48名	5,000円+消費税	5,000円+消費税	8,000円+消費税

※ 土・日・祝日、および当組合の休業日は休館となります。



大阪薬業保健センター
大阪市中央区平野町3丁目2番5号

地下鉄堺筋線 北浜駅より徒歩約10分 地下鉄谷町線 天満橋駅より徒歩約12分

ご利用をお待ちしています!

予約・問い合わせ先

大阪薬業健康保険組合

施設課 TEL.06-6941-5002

会議室ご案内ページのURL

http://www.daiyaku-kenpo.or.jp/health_promotion/meeting.html

保養施設「今庄365温泉 やすらぎ」との補助金契約の終了について

保養施設側の事情により、「今庄365温泉 やすらぎ」との契約施設利用補助金制度を終了しましたのでお知らせします。

平成28年 7月 事業状況

保険給付1人あたり額には、
前期高齢者納付金等を含む

	大阪	神戸	京都	合計	
事業所数(件)	622	93	72	787	
被保険者数(人)	男	56,364	7,601	4,974	68,939
	女	23,302	2,658	2,254	28,214
	計	79,666	10,259	7,228	97,153
平均報酬月額(円)	男	409,201	410,498	359,219	405,738
	女	265,177	266,512	226,247	262,193
	計	367,074	373,193	317,752	364,051
保険料(給与分)1人あたり額(円)	34,138	34,707	29,551	33,857	
保険料(賞与分)1人あたり額(円)	29,238	22,864	26,144	28,334	
保険給付1人あたり額(円)	38,594	39,975	39,668	38,820	
扶養率	0.91	1.00	0.82	0.92	

適用関係届および国民年金第3号被保険者関係届の取り扱いについて

これまで事業所から当組合へご提出いただきました標記届は、当組合から日本年金機構や各年金基金へ回付していましたが、マイナンバーの取り扱いが始まると、従来どおり届を回付することが出来なくなります。

つきましては、平成28年11月1日から以下のとおり取り扱いを変更しますので、ご理解とご協力をお願いします。

●適用関係届（資格取得届・資格喪失届等）

大阪薬業健康保険組合および大阪薬業厚生年金基金の届は大阪薬業健康保険組合へご提出いただき、厚生年金保険とその他の厚生年金基金の届は日本年金機構と各年金基金へ直接ご提出ください。

●国民年金第3号被保険者関係届

日本年金機構へ直接ご提出ください。（当組合では医療保険者の証明をいたしません）

※詳しくは当組合のホームページ、または先日送付しました案内文をご覧ください。

「健康保険被扶養者現況届」ご提出のお願い

（任意継続被保険者は除く）

被扶養者認定の適正化および監督局の指導により、今年も例年どおり家族を扶養しておられるみなさまに「健康保険被扶養者現況届」をお配りします。組合への提出期限は平成28年11月30日ですので、それまでに事業所のご担当者までご提出をお願いします。



算定基礎届の事務処理が完了し、標準報酬月額が決定しました

各事業所ご担当者のみなさまのご協力を得て、算定基礎届の事務を完了し、標準報酬月額が決定しました。ここに誌面をお借りして、厚く御礼申し上げます。

マイナンバーの取得について

大阪薬業健康保険組合では、本年11月以降、被保険者・被扶養者全員のマイナンバーを収集いたします。

- ①事業所勤務の被保険者とその被扶養者の方のマイナンバーについては、勤務先の事業主から当組合へご提出いただきます。
- ②任意継続の被保険者とその被扶養者の方のマイナンバーにつきましては、個別収集が困難なことから、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)第14条第2項」で認められている住民基本台帳ネットワークシステムから取得いたします。
- ③事業主からの取得が困難な事業所勤務の被保険者とその被扶養者の方のマイナンバーについても、住民基本台帳ネットワークシステムから取得いたします。

●発行所

大阪薬業健康保険組合 大阪市中央区内平野町3丁目2番5号 ☎06(6941)5001
大阪薬業厚生年金基金 大阪市中央区内平野町3丁目2番5号 ☎06(6945)1021